

会員各位殿

平成2年3月18日
つつじが丘自治会
会長

第15回定時総会開催のお知らせ

水ぬるみ、草木の芽吹きも一段と盛んとなり、あちこちに春のおとずれが感じられる今日この頃、会員各位におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、第15回定時総会を下記の通り開催することとなりましたので、万障お繰り合わせの上ご出席賜われますようご案内申し上げます。

記

1. 日時 平成2年4月1日(日) 午前9時30分～12時
2. 場所 鶴沼地区体育館(上池公園内)
3. 議題 (1) 平成元年度会務報告及び承認の件
(2) 平成元年度会計報告及び承認の件
(3) 自治会規約、他改正の件
(4) 平成2年度自治会活動基本方針案の審議及び承認の件
(5) 平成2年度予算案の審議及び承認の件
(6) 役員(会長、副会長、会計監査)改選の件
(7) その他 以上

なお、会場準備の都合上、出欠を次頁出欠票にご記入の上来る3月25日までに各班長さんにご提出下さい。また、当日欠席される方は、委任状も合わせてご提出下さい。

出 欠 票

私は、平成2年4月1日開催の第15回定時総会に

出席

欠席 致します。

(出席、欠席のいずれかに○印を付して下さい。)

住 所 各務原市つつじが丘 丁目 番地
氏 名 _____ 印

切
取
線

委 任 状

私は、平成2年4月1日開催の第15回定時総会の議決に
関する一切の権限を**総会議長**に委任致します。

住 所 各務原市つつじが丘 丁目 番地
氏 名 _____ 印

(定時総会当日欠席される方のみご提出下さい。)

平成元年度（第14期）自治会会務報告

昨年の活動方針を受けてスタートした自治会運営は、基本的には各役員委員の努力により初期の目的はある程度達成できたのではないかと思います。以下昨年度当初にご承認いただいた活動方針に従いご報告致します。

1. 汚水処理問題に関する自治会の方向性の提示

同委員会は共用開始の時期をふまえ、一定の方向性と会員のコンセンサス作りの推進であります。共用開始時期のおくれ等もあり、残念ながら方向性を本年度中に提示する迄には至りませんでした。その前提である興人との施設移管に関する第1回協議会を開催し、その問題点を明示しました。

また、本年度中に第2回協議会を開催する予定であります。くわしくは各委員会報告の中でご確認願います。

2 「生活環境、福祉問題」に関する諮問委員会の設置に関して

内容としては、自治会の長期的、総合的な新しい街づくりの「ビジョン」作りであったと思います。

このテーマに従い下記の具体的な作業、行動はたしかな手ごたえがありました。

(A) 高齢化社会対策の基礎資料と会員のコンセンサス作り

★老後に関する意識調査並びに生活実態調査

(住民アンケート調査)

(B) 環境問題に関する会員相互のルール作り

★つつじが丘地区住環境保全規約の骨子作り（臨時総会承認）

以上の実績をふまえて、本年度の新たな活動をお願いしたいと思います。

3. タイムスつつじが丘の一層の充実

会員間のコミュニケーション作りの定期刊行紙であるタイムスつつじが丘、本年度より発行回数も増し、投稿原稿も会員の意識の高揚とも相まって内容的にも充実してまいりました。尚一層の会員の皆様

のご協力をお願い致します。

4. その他

(A) 集会所の机、椅子の更新

(B) ガス温水機の設置

以上前年度予算に従い更新、及び設置を行いました。

以上

《後記》

昨年度の会務報告は、以上の通りですが、特記すべきは新しく発足したつつじが丘防護団のより一層の組織の活性化を計っていかなければならないと思っております。

第1に、組織そのものが全住民に周知されたものでなければならない。

第2に、その組織が非常時に際し、もてる力を十分に発揮し、効果を上げることができるものであること。

第3には、この二点をふまえ防護団の組織の全住民への徹底と、防災意識の高揚、また訓練の積み重ねにより、より強固な防護団に育てていきたいと考えております。

(了)

〔広報委員会〕

広報委員会は、各町内で選出された広報会長、副会長で構成され、その職務は大きく次の2つになるかと思えます。

- ①市行政の末端を補完するという重要な機能を担っている。
- ②本自治会において、各町内の会員（住民）の意見を集約し、自治会運営に反映させ、かつ会員の為に自主的、主体的な活動を推進し、より良い街づくりをする。

以下、各々について主な年間活動をご報告します。

（１）市行政の末端補完について

(a)市行政からの伝達事項の住民への周知徹底については、各広報会長のご尽力により円滑に運営できたと思えます。

(b)住民の意志を行政に伝える「市長と語る会」（7／3）では①ゴミステーション確保や戸別収集要望、②鶴沼宿踏切りの拡張、③上池公園に散策道の設置、整備などの要求と将来展望について質問しました。

しかし、住民の意に適う回答は得られませんでした。今後も根気よく要望していくことが大切と思えます。

(c)青少年育成や、社会福祉に関する協力要請に対して前者については、当自治会の活動方針にも合致し、市内他地区のモデルになるような活動が実施されました。広報委員会を中心とした各専門委員及び、会員各位の協力なくしては活動できないものでした。

後者については、高齢化社会や、障害を持つ人達の為の近隣ケアグループ結成への呼びかけに多数の方からご応募があり、将来へ向けての活動の基盤となるものであると心強く思います。しかし、これ以外独自の顕著な活動はできませんでした。今後の自治会方針に合わせ、当地区に適合した活動へと推進発展に協力する必要があると思えます。

（２）自治会運営への役割について

年間行事の消火へ多くのエネルギーが費やされ、自治会本来の活動がややもすると弱体化する傾向がなきにしもあらずの反省もありますが、年

度後半より各町内で活動費を有効に活用し、各班内のコミュニケーションをはかり、班自体の活性化を促し自治会のより一層の活性化を推進する活動を始めました。

平成2年4月1日より「広報会」から「自治会」へと名称変更がされます。この機に従来の広報だけの活動（上意下達）から、自主的且つ主体的な運営を広報会単位（自治会単位）で行い、会員主体としたボトムアップの組織へと再構築し、本来の自治会運営を達成する為です。

今後の街づくりには、多くの課題があります。この課題をクリアーするには、会員のコミュニケーションが不可欠なものであります。このことが、この一年の活動を通じて痛切に実感した結論でした。

〔環境委員会〕

（1）ゴミ収集について

当団地の入居数も、年々増加に伴いゴミ収集量が多大の為、収集場所の増設を検討致しました。

今年度は、6丁目に2ヶ所増設予定になりましたが、これは、6丁目の広報会長並び住民の皆様方の協力のたまものと感謝いたしております。

ゴミステーション増設問題は、今後当団地のテーマとして皆様方と協力し解決していかなければなりません。より一層の協力をお願い致します。

（2）緑化対策と公園の管理について

集会所周辺の樹木に毛虫が大発生したので、業者に消毒を依頼し実施いたしました。今後とも、樹木の定期的な管理が必要と思ひ、予算のゆるす限り行ってまいります。

公園の遊具施設等の実態調査を行った結果、八木山公園、北公園等の遊具施設が大変きれいに整備されました。今後とも要望書を提出し、市当局に対しお願いしていく所存です。

（3）不在地主、空き地の草刈り及び管理について

平成元年度の空き地総区画は、232区画のうち自治会依頼分127区画自己処理区画105区画となりました。自治会依頼分については、各務原造園土木と年間¥14000で契約し、春、秋2回刈取りを行いました。

(4) 犬、猫の糞害について

当団地内に犬の糞が多量に目立つ事は、非常に残念な事です。回覧等で皆様をお願いしておりますが、改善されておられません。今後とも、200（フンゼロ）運動を展開しますので、協力して下さい。住みよい団地造りに1人1人が心掛けましょう。

〔文化体育委員会〕

文化体育委員会の平成元年度の活動は、自治会行事に基づき盆踊り大会と市民展を文化体育委員会が主体で、運動会は松が丘自治会との連合で実施しました。

(1) 盆踊り大会 7月29日（土）30（日）

第12回目を迎えた盆踊り大会は、平成元年度初の行事にふさわしく、意気上がり、盛大なものとなりました。天候にも恵まれヤグラ組み準備も順調にはかどり、踊りの練習も今回は民謡同好会の熱心な指導の下に地区体育館で7月22日（日）に行われました。

大会当日には町内約700世帯1500名以上中央公園に集まり、賑やかな曲の下、所狭しと踊りの輪も幾重にもふくらみ、楽しいひとときを過ごすことができました。また、広報会の夜店は子供達の人気の的、開店前から大盛況でした。途中行われた抽選会も賞品180本の大当たりで、供に大会を盛り上げてくれました。

当大会に際しては、婦人会、子供会、寿会、民謡同好会の方々及び各役員の方々のご協力、ご指導並びに町内外の商店、病院、銀行、事業者等のご協賛を頂きましたことをご報告いたします。

(2) 八木山校下大運動会 10月10日

第11回八木山校下大運動会は、松が丘自治会との連合で両自治会と体育振興会の主催、育成会と社会福祉協議会八木山連合支部の協賛で行われました。本年も「すすんで参加、自分の健康」をスローガンに揚げ、さわやかな秋空の下につつじが丘と松が丘の校下住民一同が集い、笑い、拍手声援とわきあいあいとした雰囲気の中で、体育の日にふさわしい心地よい汗を流す事ができました。昨年度同様、中学生にも働きかけ学校、PTAの協力の下、中学生の参加及び協力が得られました。今後の活躍も期待され、たのもしい限りです。

(3) 市民展 11月4日(土)5(日)

最後の市民展は、例年通り地区体育館にて開催されました。今回も108名の方々から生花、園芸、手芸、書道、絵画、写真等300点余の丹精こめられたすばらしい作品を出品して頂き、200名以上のご来場の方々に芸術の秋、文化の日にふさわしい感銘を与えてくれました。また、本年も婦人会のご好意により茶席を設け多数の方にくつろいで頂きました。

〔防災委員会〕

(1) 防災訓練実施

春の防災訓練は、5月28日(日)AM. 10:00~11:30
上池公園西広場で東消防署10名の指導により
①家庭内火災(てんぶら)の初期消火
②けが人応急手当の方法のお話
③その他
を行った。200名の参加者が身近な家庭内での台所(てんぶらなべの使用の際の発火)での消火により火災の未然防止、消火器による初期消火と効果の限界など実際の操作訓練など身近なこととして、役立った防災訓練であった。

秋は、11月12日(日)AM. 9:30~11:30上池公園広場での消火器による初期消火訓練、続いて2グループに分かれての消火栓の開閉、ホースの脱着、放水という一連の訓練を東消防署10名の懇切な指導により実施訓練を約200名の参加者、特にご婦人が熱心に訓練、春秋共に好天に恵まれた好条件の中で行われた。

消火栓、ホース、消火器について自宅周辺的位置確認、班単位などでの操作訓練を行い、防火意識の昂揚と自己防衛に役立てたい。

(2) 防護団結団式

長期間討議されてきた自主防護団の結団式が、全国防火強調期間中の11月12日午前9時、全広報会が整然と整列、結団式がとり行われた。恒例の防災訓練に先立っての式は、■■■■自治会長の力強く説得力のある自主防護団の意義、必要性和今後の運営への効果期待などの挨拶、次いで■■■■事務局長による結団式に至った経緯と今後の方向づけなどについて詳細な報告と説明があつた。事前に全員1人1人の役割分担が決められ、腕章が配布された。①救護伝令班 ②防災班 ③誘導警備班 の中の何れかの役割を受持つことになった。防災意識の向上と実施効果のある組織に育てていきたい。

(3) その他

①調理用油使用容器等の初期消火用小型スプレー式消火具及び家庭内常備の詰め替え用粉末消火器と詰め替え薬剤の斡旋により、40本の注文があつた。今後とも継続していきたい。

②街路灯のついている電柱のナンバー確認と消火栓、ホース、消火器の団地内設置位置、器具、ナンバー確認を行い位置図を作成配布しました。今後の補修、訓練等に利用したい。増灯は5灯であつた。

③夏の盆踊り、秋の運動会での路上事故防止のための交通整理、正月のクロスカントリーでの焚火の防火など防災委員総出で協力した。

④今年度の重点事項

自主防護団結成により、組織等も整つたので内容、運営の充実に努め災害

のない明るい街づくりに全員参加のもと始動されることが望まれます。

〔汚水対策委員会〕

(1) 委員会の目的

①汚水処理施設維持管理契約書第11条に基づき、(株)興人、(株)エステルと施設継承の細部事項を公平適正に判断し、契約を履行自主運営の態勢を整備する。

②市公共下水道事業に伴う汚水施設の切替問題について、適正な受益者負担金等を市側と協議する。

(2) 事業活動の月別主要事項

4月①(株)興人と市側がとりかわした公共施設(汚水施設)協定書内容の申し入れ。

②(株)興人に対し第二回質問書及び資料等の内容審議

5月 同上事項及び施設への雨水流入事故の復旧要請審議

6月①(株)興人第二回回答文書に誠意が認められない為、第一回協議会開催の案内書、手順、資料要請と共に次の事項の説明を求める。

○住民の負担した一戸当たり10万円の施設負担金の使用明細

○施設設計、施行図写の提供

○施設への雨水流入事故の原因、措置等の報告

○(株)興人側の施設継承は事実上完了しているとの回答、説明及びその根拠の提示

7月①(株)興人側と第一回協議会実施要領の審議と文書発送

②協議結果として次の事項が合意された。

○今後協議、続行の位置付は契約書第11条とし、引き続き協議会を続ける。

○従来まで自治会が入手した資料は(株)興人代表のものと認める。

○(株)興人、江川名古屋所長の発言は興人代表者として取り扱う

○委員会の要請した興人資料は後日送付する。

8月第一回興人協議会実施結果に対する委員反省審議

9月①事業活動目的の再確認及び終了目標を平成三年度とする。

②審議活性化の為、K. J法による分析検討に合意する。

③第三回雨水による汚水流出事故発生し、応急調査を行う。

④(株)興人側より協議会合意事項中の協議の位置付事項の訂正文書を受理

10月①K. J法による活動上の問題点の抽出、審議

②事業目標の再確認と業務の班別責任による分担を定める。

③第三回汚水流出事故に伴う(株)興人側への修復要請、及び事故を早急に収拾する為、県議会議員に提訴し県側監督責任者、(株)興人、自治会の三者会議の結果(株)興人側は事故原因の調査を誓約する。

④(株)興人は誓約に基づき、8丁目30戸に対し立ち合い調査を行ったが、汚水管への流入はなく、不明。

11月施設の自主運営を前提とした問題点をA. B. C班別定め究明に合意する。

12月市公共下水道第一期工事(那加地区)の受益者負担金の内容審議

1月A. B. C各班の実施計画案の審議

2月①平成元年度会務報告及び2年度案発表、審議

②対(株)興人承継協議の細部審議事項発表

③第四回汚水流出事故(維持管理上の問題)が発生し、被害住宅家族、
自治会長等が糞尿にまみれて応急処理をする。

(3) 総合結論

委員会の活動状況は以上ですが、各広報区より選ばれた16名の委員メンバーは、何れも全住民の生活環境を守る為に真剣な討議を続けて連続三年目を迎えました。

審議対象である汚水処理施設は既に十数年を経過して老朽化が進み、且つ当時の自治会執行部と管理者である(株)興人側との複雑な運営歴史とを併せて、今日までその解明に努めています。

(株)興人名古屋代表者江川所長及び(株)エスエル代表と第一回協議会を実施した結果、今までの文書交渉で得た予想が適中し、大企業的体質を露骨に示し、移管切り捨てに便乗し、施設に必要な経費負担を全住民側へ一方的に転嫁する傾向が見受けられ、施設の構造的欠陥でおる雨水流入事故の対応姿勢等をあわせて考慮しても、誠意あるものと認められず、今後の対策法も極めて慎重に進めることが必要であり、全住民は真険に重大な関心を持って、各広報区委員に積極的に助言協力を切望いたします。

委員会は、集中審議の困難なボランティア、メンバーであり、その活動は試行錯誤の中で汚水施設の承継問題を平成三年度を達成目標としているが(株)興人との円満合意解決の鍵は全住民に対する(株)興人代表者の誠意と委員会の努力に賭けられている。

平成2年度事業計画

(1) 施設承継協議事項(対(株)興人代表者)

- ① 第二回以降の審議事項(20項目)の検討審議
- ② 同上協議結果の整備及び受入れ条件申し入れ
- ③ 同上受入れ条件案の全住民への文書配布検討依頼
- ④ 自主運営の為、組織運営案を整備し、自治会長報告
- ⑤ 全住民の承継受入れ確認及び自主運営承認(自治会総会)

(2) 市公共下水道切替え対策

- ① 平成7年度公示予定の第二回事業認可区域(鶴沼地区)に対する受益者負担金に関する県側、市側、尾崎団地東部の情報収集
- ② 団地内受益者負担金の適正化
- ③ 団地汚水施設等切替えに関する協議

以上

平成元年度一般会計報告

《基金の部》

科 目	金 額	備 考
昭和63年度基金残高	22,135,713	平成元年2月28日現在
平成元年度増加分	750,000	⑤50,000×15戸
合 計	22,885,713	平成2年2月28日現在

《積立の部》

科 目	金 額	備 考
緊急災害時準備金	1,600,000	昭和56年～63年度分定期預金
緊急災害時準備金	200,000	平成元年度分定期預金
汚水処理施設に関する準備金	2,178,400	昭和61年～63年度分定期預金
汚水処理施設に関する準備金	900,000	平成元年度分定期預金
集会所改修準備金	200,000	昭和63年度分定期預金
集会所改修準備金	200,000	平成元年度分定期預金
合 計	5,278,400	

《収入の部》

科 目	当期見込額	収入額	備 考
前年度繰越金	1,964,667	1,964,667	
自治会費	5,460,000	5,550,500	⑤500×11,101戸
自治会入会金	20,000	38,000	①1,000×38戸
自治会基金利息	770,000	876,000	
広報会長報酬	508,000	543,600	9/28 271,200 2/23 272,400
広報紙配布手数料	819,000	939,000	9/28 468,000 2/23 471,000
分別収集協力報償金	163,800	169,020	9/28 84,240 2/23 84,780
公園清掃報酬	259,000	259,000	7/14 259,000
雑 収 入	222,850	238,290	遊戯者賞金 32,970 まい町づくり奨励金 94,200 預金利息 101,120 (別途金額の広告費収入 436,000円あり)
合 計	10,187,317	10,578,077	

《支出の部》

科 目	予 算 額	支 出 額	備 考
自治会総会費	100,000	103,896	
街路灯電気料	1,060,000	1,281,346	電気料759,812 修理料521,534
事務局関係費	1,110,000	970,133	
事務費	(300,000)	(415,474)	事務用品 印刷、製本代等
備品購入費	(700,000)	(521,920)	机椅子、湯沸かし器その他
会計委託費	(10,000)	(10,000)	
予備会議費	(100,000)	(22,739)	
集会所運営費	300,000	221,177	光熱費等
広報会活動費	1,638,000	1,654,200	①1,800×919戸
環境対策費	450,000	431,416	
清掃対策費	(150,000)	(89,008)	ゴミ袋、クレゾール液
清掃用具費	(150,000)	(219,840)	カマ、バケツ、草刈り機
緑化対策費	(50,000)	(13,540)	
空地草刈対策費	(50,000)	(4,361)	
ゴミステーション対策費	(50,000)	(104,667)	
防災対策費	870,000	606,047	
防災行事費	(50,000)	(8,248)	
地域防災費	(50,000)	(3,214)	
消火器具備品費	(620,000)	(444,585)	
西町消防団賛助金	(150,000)	(150,000)	
文化体育費	650,000	551,835	
盆踊り費用	(350,000)	(284,756)	(別途436,000 円支出あり)
運動会費用	(200,000)	(200,000)	
年間行事費	(100,000)	(67,079)	市民展
汚水委員会活動費	200,000	100,000	
タイムスつつじが丘発行費	170,000	170,000	
各種団体助成金	490,000	490,000	寿会、婦人会、子供会、育成会
地域社会交際費	150,000	168,860	防犯協力費、香典等
福祉対策調査費	100,000	50,000	
汚水処理施設の準備金	770,000	900,000	
集会所改修準備金	200,000	200,000	
緊急災害時準備金	200,000	200,000	
一般予備費	1,729,317	18,372	
合 計	10,187,317	8,117,282	

平成元年度収支残高

収 入 金 額	支 出 総 額	2年度繰越額
10,578,077	8,117,282	2,460,795

以上、平成元年度決算報告に誤りのないことを証明します。

会計監査



平成2年度（第15期）自治会活動方針案

昭和から平成へと時代の変化の中でわが街〔つつじが丘〕も14期の長きにわたり、益々入居世帯も増加し、まさにその規模も自治会活動も円熟期を迎えております。これも、偏に会員皆様のご理解、ご協力と先輩役員の方々の目に見えぬご苦勞のたまものと深く感謝致しております。

我々現役役員もこの成果と伝統を受け継ぎ、この街の子供たちが、大人になっていく中で本当に住んでよかったといえる「ふるさと」を与えることが出来るよう、皆様方とともに努力してまいりたいと思っております。

会員の皆様には、今年度の活動のスタートにあたり、以下の方針をご提案申し上げます。ご協力をお願い致します。

1.生活環境、福祉問題に関する諮問委員会の活動の推進

昨年、総会承認を頂き発足した同委員会は、初年度事業として先の臨時総会において承認されましたつつじが丘地区住環境保全規約の骨子作り、また高齢化社会対策の基礎資料としての老後に関する意識調査ならびに生活実態調査を実施したことは、会員の皆様には記憶に新しいことと思います。

本年度はさらに高齢化、福祉の各テーマについて前回アンケートより要望の高い項目よりこれを具体的に諮問し、その諸問題について答申を受けたいと考えております。

(1) 高齢化に対応する自治会の組織、行事の方向、あり方等について

(2) 会員全高齢者の時にそなえるいこいの施設（福祉センター）構想

（行政とも連動して）の住民意識のコンセンサス作りと答申

- a) いこいの施設（福祉センター）は高齢者にやさしい街作りの具体案として、それぞれの方が趣味、娯楽を通じて一層の親睦、理解を深めるための施設です。
- b) いこいの施設（福祉センター）は緊急災害時における住民の為の避難場所であり、または長期災害時には非常用食物（炊き出し）等の供給ができる施設です。

(3) これらに関連する諸問題

等々について一層の活動の推進をお願いしてまいりたいと存じます。

2. 班長会議及び班活動の活性化

自治会基本活動の根幹は、班活動及び班長会議の活性にあるといっても言過ぎではないと思います。また、全会員が役員という意識の中から全会員と自治会が遊離したものであってはならないと思います。このテーマは、63年度総会より毎年継続されてきておりますが、今年度はさらに班活動の活性化を目指し、この問題の集大成の年にしたいたいと思っております。

具体的には、各広報（自治）において班長及び班員の年2回以上の会合をもち、この中から自治会への要望等々を聞かせて頂きたいと思っております。

3. 役員選考委員会の早期活動

役員選考委員会の活動は「自治会役員の選出に関する自治会規約附則」により毎年12月1日よりとありますが、これでは十分な活動とそれに見合う選考は、物理的に不可能な状態です。

本年度からは、これを毎年4月より活動を開始し、年間を通して十分に検討してまいりたいと考えております。

従って、本総会において規約の改正をお願いする処でございます。

4. 集会所設備の充実

本自治会設立より15年目となる今期は、ひとつの節目であることはいうまでもありませんが、また、集会所設備の老朽化も進んできております。その中で、緊急の問題より下記の3点の更新を行いたいと思っております。

(1) 印刷機の更新

(2) 放送設備の更新

(3) 電話機の増設

これらの更新設置により広報会、役員会等の事務の合理化を進めより一層の会員に対する還元を計りたいと考える所存でございます。

以上

平成2年度予算案

《収入の部》

科 目	2年度見込額	備 考
前年度繰越金	2,460,795	(見込)
自治会費	5,640,000	@500×940戸×12ヶ月
自治会入会金	11,000	@1,000×11戸
自治会基金利息	915,000	22,885,713×4.00%
広報会長報酬	520,000	均等割144,000 世帯割376,000
広報紙配布手数料	846,000	@900×940戸
分別収集協力報償金	169,200	@180×940戸
公園清掃報酬	259,000	
雑収入	246,900	遊樂者償金 32,900(@35×940戸) 美しい町づくり奨励金 94,000(@100×940戸) 預金利息(積立金他) 120,000
合 計	11,067,895	

《支出の部》

科 目	予 算 額	備 考
自治会総会費	120,000	資料作成外注
街路灯電気料	1,400,000	電気料780,000 修理料620,000
事務局関係費	1,710,000	※電話器増設 150,000
事務費	(300,000)	印刷器更新 1,000,000
備品購入費	※(1,300,000)	放送設備更新 150,000
会計委託費	(10,000)	
予備会議費	(100,000)	
集会所運営費	300,000	
広報会活動費	1,880,000	@2,000×940戸
環境対策費	450,000	
清掃対策費	(100,000)	
清掃用具費	(100,000)	
緑化対策費	(100,000)	
空地草刈対策費	(50,000)	
ゴミステーション対策費	(100,000)	
防災対策費	650,000	
防災行事費	(50,000)	
地域防災費	(50,000)	
消火器具備品費	(400,000)	
西町消防団賛助金	(150,000)	
文化体育費	650,000	
盆踊り費用	(350,000)	
運動会費用	(200,000)	
年間行事費	(100,000)	市民展
汚水委員会活動費	150,000	
タイムスつっじが丘発行費	200,000	
各種団体助成金	※510,000	※寿会80,000婦人会80,000
地域社会交際費	200,000	育成会100,000 子供会250,000
福祉対策調査費	200,000	
汚水処理施設の準備金	800,000	
集会所改修準備金	200,000	
緊急災害時準備金	200,000	
一般予備費	1,447,895	
合 計	11,067,895	

【資料 1】

自治会規約改正（案）

A. 呼称変更にともなう改正

- (1) 各務原市における名称変更（広報会から自治会）に伴う決定が、4月1日より実施されるためつつじが丘自治会規約の中にある広報及び広報会等の名称を、そのあてはまる字句だけ自治及び自治会に改正する。
- (2) 上記の通り広報を自治に名称変更すると、つつじが丘1丁目自治会（長）～つつじが丘8丁目自治会（長）と言うこととなり、これまでのつつじが丘自治会の名称では、文面等及び役職名等からもまぎわらしくなるため、本会の名称をつつじが丘統一自治会と改正する

B. 規約を改正

第18条（選任）

- (2) 現行 委員は広報区の互選により選出し、会長が任命する。
改正 委員は広報区の互選により選出し、会長が任命する。
但し、委員が諸般の事情によりその任務を遂行できないと判断した時は、すみやかに後任を定め改めてこれを任命するものとする。
- (3) 現行 班長は広報区の互選により選出し、会長が任命する。
改正 班長は広報区の互選により選出し、会長が任命する。
但し、班長が諸般の事情によりその任務を遂行できないと判断した時は、すみやかに後任を定め改めてこれを任命するものとする。

第19条（任期）

- 現行 役員、委員の任期は1ヶ年とし、班長の任期は6ヶ月とする。但し、再任を妨げない。
改正 役員、委員及び班長の任期は1ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

C. 自治会役員の選出に関する自治会規約附則を改正

第7条（選考委員の任期）

現行 選考委員会は毎年その年度の12月1日に設置するものとし、次年度の自治会総会に於いて役員が選出された時を、任期の終わりとする。従って委員の任期はその期間を任期とする。但し、自治会総会に於いて役員の選出がされなかった場合は次期役員が選出されるまでその任期は終わらないものとする。

改正 選考委員会は毎年その年度の4月30日までに設置するものとし、次年度の自治会総会に於いて役員が選出された時を任期の終わりとする。但し、自治会総会に於いて役員の選出がされなかった場合は次期役員が選出されるまでその任期は終わらないものとする。

平成二年度つっじ

役 職	氏 名	住 所	T E L	備 考
自治会長		1 -		一丁目広報会長
副会長		8 -		八丁目広報会長
副会長		4 -		事務局長
役員会議長		7 -		
書 記		7 -		七丁目副広報会長
書 記		4 -		四丁目副広報会長
会計（一般）		1 -		一丁目副広報会長
会計（汚水）		6 -		六丁目副広報会長
集会所管理		2 -		二丁目副広報会長
育政会担当		3 -		三丁目副広報会長
体育振興会		4 -		
機関紙担当		8 -		八丁目副広報会長
庶 務		5 -		五丁目副広報会長

会計監査		1 -		
		3 -		

専門委員会

広報委員会

一丁目広報会長		1 -		自治会長
副		1 -		
二丁目広報会長		2 -		
副		2 -		
三丁目広報会長		3 -		
副		3 -		
四丁目広報会長		4 -		
副		4 -		
五丁目広報会長		5 -		
副		5 -		
六丁目広報会長		6 -		
副		6 -		
七丁目広報会長		7 -		
副		7 -		
八丁目広報会長		8 -		自治会副会長
副		8 -		

山丘自治会役員名簿

環境委員会	1 -	委員長
	2 -	副委員長
	3 -	
	4 -	
	5 -	
	6 -	
	7 -	
	8 -	
防災委員会	1 -	
	2 -	副委員長
	3 -	
	4 -	
	5 -	
	6 -	委員長
	7 -	
	8 -	
文化体育委員会	1 -	
	2 -	
	3 -	
	4 -	
	5 -	
	6 -	委員長
	7 -	副委員長
	8 -	副委員長
汚水処理委員会	1 -	
	1 -	副委員長
	2 -	
	2 -	
	3 -	
	3 -	
	4 -	
	5 -	
	5 -	
	6 -	委員長
	6 -	
	7 -	
	7 -	
8 -		
8 -	副委員長	
3 -	特別委員	